

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法

発令 　　：平成28年5月6日総務省、文部科学省告示第2号

最終改正：令和6年6月27日総務・文部科学省告示第1号

改正内容：令和6年6月27日総務・文部科学省告示第1号[令和6年6月27日]

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法

[平成二十八年五月六日総務省、文部科学省告示第二号]

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を次のように定める。

- 1 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次に掲げる要件とする。
  - 一 当該寄附金が、学生等に対する修学の支援のための事業に充てることを目的とする基金（以下「修学支援基金」という。）に受け入れられ、他の経理と区分して整理されていること。
  - 二 当該寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業（独立行政法人日本学生支援機構にあっては、イ(2)に掲げるものに限る。）に限定されていること。
    - イ 次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの
      - (1) 授業料、入学金又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
      - (2) 学資金を貸与し、又は支給する事業
      - (3) 当該法人が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業
      - (4) 当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業
      - (5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業
    - ロ 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生等に対するもの
  - 三 前号イ(2)に掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、貸与金の返還分が修学支援基金に繰り入れられること。
  - 四 当該法人に設置された修学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を含む。以下「修学支援基金名称等確認書類」という。）並びに修学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの（当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「修学支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することとしていること。
  - 五 修学支援基金名称等確認書類及び修学支援基金明細書を、その作成した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、当該法人の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。
- 2 令第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充

てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第四号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。

- 3 令第二十六条の二十八の二第三項に規定する第一項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。
  - 一 国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構から、当該法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の九月三十日までに、文部科学大臣に対して、修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。
  - 二 控除予定年の前々年以前において修学支援基金に当該寄附金の受入実績がある前号の法人にあつては、当該法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣に対して、当該受入実績のある直近の年における修学支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。
- 4 令第二十六条の二十八の二第三項に規定する第二項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。
  - 一 公立大学法人から、控除予定年の前年の九月三十日までに、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事。次号において「文部科学大臣等」という。）に対して、修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。
  - 二 控除予定年の前々年以前において修学支援基金に当該寄附金の受入実績がある公立大学法人にあつては、当該公立大学法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣等に対して、当該受入実績のある直近の年における修学支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 控除予定年が平成二十八年である場合における第三項第一号及び第四項第一号の規定の適用については、第三項第一号中「当該法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の」とあり、及び第四項第一号中「控除予定年の前年の」とあるのは、「平成二十八年」とする。

附 則〔平成三〇年三月三〇日総務・文部科学省告示第一号〕

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則〔令和六年六月二七日総務・文部科学省告示第一号〕

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正後の平成二十八年総務省／文部科学省告示第二号（以下「新告示」という。）第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年総務省／文部科学省告示第二号（以下「平成二十八年告示」という。）第三項第一号に規定する控除予定年（以下「控除予定年」という。）が令和六年以後である場合について適用し、控除予定年が令和五年以前である場合については、なお従前の例による。

第三条 文部科学大臣が、平成二十八年告示第三項の規定に基づき、同項第一号の国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構から、控除予定年（令和六年に限る。）の前年にこの告示による改正前の平成二十八年総務省／文部科学省告示第二号（以下「旧告示」という。）第一項第四号に規定する修学支援基金名称等確認書類（これらの法人が平成二十八年告示第三項第二号に規定する法人に該当する場合には、当該修学支援基金名称等確認書類及び旧告示第一項第四号に規定する修学支援基金明細書）を提出させ、その内容

を確認している場合であって、新告示第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用により当該修学支援基金名称等確認書類の内容につき異動が生じたときは、文部科学大臣は、当該国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構から、令和六年九月三十日までに、新告示第一項第四号に規定する修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認しなければならない。

第四条 平成二十八年告示第四項第一号に規定する文部科学大臣等（以下「文部科学大臣等」という。）が、同項の規定に基づき、同号の公立大学法人から、控除予定年（令和六年に限る。）の前年に旧告示第一項第四号に規定する修学支援基金名称等確認書類（当該公立大学法人が平成二十八年告示第四項第二号に規定する公立大学法人に該当する場合には、当該修学支援基金名称等確認書類及び旧告示第一項第四号に規定する修学支援基金明細書）を提出させ、その内容を確認している場合であって、新告示第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用により当該修学支援基金名称等確認書類の内容につき異動が生じたときは、文部科学大臣等は、当該公立大学法人から、令和六年九月三十日までに、新告示第一項第四号に規定する修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認しなければならない。